

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第27号

令和2年8月1日
発行



～ 芋煮の主役 美里のサトイモ ～

主な内容

- P 2
・令和2年度事業計画
・現況届は提出しましたか？
- P 3
・委員の募集について
・農家相談日のご案内
・農地の権利移動等の状況
- P 4
・農地パトロールの実施
・農業者年金に加入しましょう
・表彰受賞

「芋煮」には欠かせないサトイモが今年も順調に育っています。

十六年前からサトイモ栽培に取り組む半澤仁さん（和多田沼）は「春先の低温の影響や病害も少なく、ここまでは順調に生育している」と六十センチほどに成長したサトイモを見てそう話します。

半澤さんはサトイモが水分を好む作物であることに着目し、水田転作に適していると考え栽培を続けてきました。県内での栽培面積が減少している中、現在は一ヘクタールまで栽培面積を拡大しています。

現在の作業は病害虫防除や雑草対策、収穫は九月中旬から十月中旬までで、主に花野果市場など直売所に出荷し販売を行っているそうです。

「これからも消費者に喜ばれるサトイモを作り続けたい」と決意を話していました。

取材：柴山真二委員

令和二年度 美里町農業委員会事業計画

五月二十五日開催の第五回総会において、令和二年度の事業計画が決定しました。

基本方針

近年の農業情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足による農業人口の減少問題や国による減反政策の廃止、さらにはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉、FTA（自由貿易協定）交渉、EPA（経済連携協定）交渉など、貿易の自由化に向けた動きが加速化し、将来を見通せない状況にあります。
そのような中、平成二十八年に「農業委員会等に関する法律」が改正され農地法に基づく許認可事務の他に、農地等の利用の最適化が農業委員会として最も重要な役割として位置づけられました。
世界農業遺産の認定を受けた大崎地域の農業・農村のよりの一層の振興・発展につなげるため、農業者の代表機関として農地の有効利用、担い手の育成・確保などについて、地域農業課題への積極的な関与に努めて参ります。

主な重点事項

- 一、法令に基づく業務
 - ① 耕作者の権利の保全及び取得の促進
 - ② 農地の相続等の届出に関する周知徹底
 - ③ 優良農地の保全・転用等の効率的利用の促進
 - ④ 利用状況調査による遊休農地の把握と指導強化及び遊休農地の解消に向けた取組み
 - ⑤ 農地所有資格法人の要件適合性の確認
 - ⑥ 和解・紛争・調停等土地利用調整
 - ⑦ 農地等の利用の最適化の推進
- 二、農業経営基盤強化促進法に基づく中核的担い手及び生産組織の育成
 - ① 担い手への農地集積の促進、農地の貸借、売買による利用集積を推進し、農地の有効活用、認定農業者の生産規模拡大、効率的で安定的な経営体の育成支援
 - ② 農地中間管理事業活用を推進
- 三、農業経営・生産環境の整備促進
 - ① 町や関係機関等に対し、農地等の利用最適化の推進に関する事項を効率的・効果的に実施するための施策の改善についての具体的な意見の提出
 - ② 新規就農者・青年農業者への支援
 - ③ 農業者年金への加入促進
 - ④ 農業委員会委員による相談業務の充実
 - ⑤ 税務関係部局との連携による税務相談対策
 - ⑥ 全国農業新聞・全国農業図書普及拡大による情報活動の充実
 - ⑦ 賃借料情報提供の実施及び適正な農作業標準賃金の策定
 - ⑧ 家族経営協定の推進
 - ⑨ 法人化その他農業経営の合理化に関する支援
 - ⑩ 農業委員会委員の人・農地プランの実質化に取り組む地域への積極的関与と、更なる農地利用最適化活動の推進
- 四、農業委員会組織体制の整備
 - ① 総会議事録の公表
 - ② 農業委員会活動の周知徹底

美里町農業委員会総会等開催予定日

年 月	農地調査委員会	総 会
令和2年 8月	14日(金)	25日(火)
9月	15日(火)	25日(金)
10月	14日(水)	26日(月)
11月	13日(金)	25日(水)

※各種行事等により日程は変更になることもありますので、その際はご了承願います。

※12月以降の開催日については、広報みさと及び農業委員会だより(12月1日発行)でお知らせします。

農業者年金の現況届は提出しましたか？

農業者年金を受給されている方は、毎年現況届を提出することになっています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度に限り現況届が6月末までに提出されない場合でも年金の差止めが猶予されますが、継続して農業者年金を受給するためには、これまでどおり現況届の提出が必要です。

現況届をまだ提出していない方は、お早めに農業委員会まで提出をお願いします。

農業委員会の委員の募集について

農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などへの取組みを推進するため、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正されました。以前の農業委員は公選制(選挙)と選任制(議会・農業団体推薦)により選ばれてきましたが、改正後は町長が議会の同意を得て任命することとなり、美里町では平成30年4月から現在の制度で農業委員が任命されています。

この度、令和3年4月に改選となる農業委員について候補者の推薦・募集を行いますので、その概要についてお知らせします。

応募要件

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進、農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方

定員

16人(農業者以外の方も募集します。ただし、委員の過半数は原則として認定農業者になります。)

任期

3年(令和3年4月20日から令和6年4月19日まで)

選考・任命

美里町農業委員会委員候補者選考委員会での選考を経て、町長が候補者を決定し、議会の同意を経て任命します。

推薦・応募方法

- ・一般推薦(個人2人以上の推薦が必要です。)
- ・法人その他の団体からの推薦
- ・一般応募(自薦)

募集についての詳細は、11月頃に広報みさと及び町のホームページでお知らせする予定です。

また、農業委員会ネットワーク機構では農業政策に女性及び青年の声が反映されるよう、農業委員への女性及び青年の登用を推進しています。募集について詳しくお聞きになりたい方は、農業委員会までお問い合わせください。



編集委員会の様子

農地の権利移動・設定・転用等状況

(平成31年4月から令和2年3月まで)

項目	事由	件数	面積 m ²	
農地として利用するための移動 (農地法第3条許可)	所有権移転	売 買	16	25,523
		贈 与	17	147,876
		交 換	4	8,183
		小 計	37	181,582
	賃貸借権の設定	3	22,377	
	使用貸借権の設定	4	42,683	
	合 計	44	246,642	
賃貸借の解約(農地法第18条通知)		119	867,958	
農地として利用するための移動 (農用地利用集積計画)	利用権の設定(賃貸借)	84	656,556	
	所有権移転(売 買)	61	247,053	
	所有権移転(交 換)	-	-	
	農地中間管理事業	79	721,486	
	合 計	224	1,625,095	
農地の転用 (農地法第4・5条許可)	自 己 転 用	2	1,506	
	権利移転を伴う転用	17	18,759	
	合 計	19	20,265	

農家相談日のご案内

農業委員会では、農家の皆さんの悩み・疑問に答えるため、農業委員による農家相談を開催しております。農地や農業に関する困りごと等の相談を受け付けますので、お気軽にお問い合わせください(予約は受け付けておりません。受付順となります。)

開催日 8月5日(水)、9月4日(金)、10月19日(月)、11月5日(木)、11月20日(金)

時 間 午前9時から12時まで

場 所 美里町南郷庁舎

※12月以降の開催日については、広報みさと及び農業委員会だより(12月1日発行)でお知らせします。

農地パトロール(利用状況調査)の実施について

農業委員会は、農地法に基づき、8月6日・7日に利用状況調査を行います。農地に立ち入る場合もありますので、ご理解をお願いします。

調査の結果、遊休農地または遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者等を対象に、今後の農地に対する意向調査を行いますので、ご協力をお願いします。



【農地パトロールの目的】

- ①農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用の発生防止・早期発見

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者(国民年金保険料免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。

農業者年金の特徴

- ・自らが納めた保険料とその運用収入を基にして年金額が決まる積立方式・確定拠出型で、少子高齢時代に強い年金です。
- ・保険料は月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に決められ、いつでも見直しができます。
- ・終身年金で、80歳到達前に亡くなられた場合でも、遺族に80歳までの死亡一時金が保証されます。
- ・支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- ・認定農業者で青色申告者など、一定の要件を満たす人には、月額最高1万円の保険料補助があります。

詳しい内容や加入のお申込みは、農業委員会またはお近くのJAにお問い合わせください。

全国農業新聞優秀農業委員会表彰受賞

美里町農業委員会が、情報提供活動の重要性を深く認識し全国農業新聞の普及推進に成果を収めたとして、全国農業会議所より表彰を受けました。



全国農業新聞は地域農業者の代表である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。ぜひご購入ください。

- 発行日: 毎週金曜日
- 購読料: 月額700円
- 申込先: 農業委員会

編集後記

東日本大震災から九年が経過し、県内はもとより、美里町も同様に復興を遂げ、前に進んでいるの感が見受けられる。その反面、担い手の減少・高齢化、米価の伸び悩み、米の生産数量目標の配分や直接支払交付金の廃止など、農家を巡る情勢は相変わらず予断を許さない状況に置かれている。

さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの大騒動。飲食店の営業自粛等により、農産物の販売不振や価格下落の声も聞こえてくる。農業者としての営農活動に問題はないが、一日も早く経済活動が正常に戻る事を願うばかりである。コロナ関連の補助金も話題となり、我々は踊らされてしまった。救いの手も時には有難いものだが、しっかりと大地に両の足を付け、確実な一歩を踏み出せる農業者でありたいと思う。編集委員長 遊佐 恭一

発行責任者

農業委員会だより編集委員長 伊藤 恵子

- 編集委員長 遊佐 恭一
- 副委員長 佐々木 幸一郎
- 委員 邊見 勝寿
- 委員 大友 重善
- 委員 佐々木 裕一
- 委員 柴山 真二